

県内中小企業・個人事業主の皆さまへ とちぎ賃上げ加速・定着支援金のご案内

栃木県では、5%以上の賃上げと、企業内男女間格差の是正に取り組む中小企業者等を対象に、従業員一人あたり5万円、1企業あたり最大100万円を支給します。

支給対象者

県内に事業所を有する中小企業者等

主な要件①かつ②

①令和7年4月1日以降、従業員1名につき5%以上賃金を引き上げること。

②企業内男女間格差の是正に資する取組を行うこと。

(女性管理職比率の改善、女性活躍推進法に基づく男女賃金差異等の情報公表など)



本支援金に関する情報は、随時、県ホームページでご案内します。



(栃木県HP)

詳しくは

とちぎ賃上げ加速・定着支援金



申請の受付は5月中旬以降を予定しています。



栃木県 産業労働観光部 労働政策課

主な要件②(補足)

企業内男女間格差の是正に繋がる処遇改善取組事項(1)~(4)のうち、いずれか一つ以上に取り組むこと。

(1)女性の管理職比率の改善

(2)非正規の正規化(女性の職種・雇用形態転換の実績)

(3)法令を上回る短時間勤務制度の導入・拡充

(4)女性活躍推進法に基づく情報公表(3項目以上)

・管理職に占める女性労働者の割合(必須)

・男女の賃金差異(必須)

・採用した労働者に占める女性労働者の割合、労働者に占める女性労働者の割合等から1つ以上

※女性従業員がいない(又は少ない)場合でも、(3)短時間勤務制度の導入や(4)情報公表を行うことで要件を満たすことが可能です。

賃上げ対象従業員の範囲

・栃木県内における週の所定労働時間が20時間以上の従業員(正規・非正規問いません。)

支援額

・賃金を引き上げた従業員1人当たり5万円

・1事業者当たり100万円(最大20人分)を上限(原則法人番号単位)

栃木県ホームページ(とちぎ賃上げ加速・定着支援金)

本支援金に関する情報は、以下の県ホームページで随時ご案内します。

<https://www.pref.tochigi.lg.jp/f06/chinagesienkinn.html>

お問い合わせ先

栃木県産業労働観光部労働政策課 労働経済・福祉担当 働き方改革推進チーム

TEL:028-623-3536 FAX:028-623-3225 E-mail:hatarakikata@pref.tochigi.lg.jp

※現時点では個別の申請相談について対応いたしかねますので、ご了承ください。